論文の内容の要旨

論文題目 学校運営への父母参加の思想と制度の研究 ——日本の諸学説の検討を通して——

氏 名 葛西(髙野) 耕介

本研究の解明主題は、戦後直後から現在に至る学校運営への父母参加についての学説史を検討することで親の教育権や父母参加論の類型("型")をめぐる対抗を学説史的に明らかにして、学校運営への父母参加論の通時的・共時的展開を構造化することである。また、この主題を解明することを通じて、本研究は、第1に、現実的な学校運営への父母参加のあり方にアイディアを提供し、第2に、親の教育権や父母参加に関する日本の学説枠組みへの示唆を示し、第3に、他の研究領域での「親」を真剣に論じることの意義、親の位置づけの必要性とその位置を提示する。

本研究は、日本における学校運営への父母参加に関する学説の展開過程を明らかにするために、学説史研究の方法を採った。また、本研究の視角として、通時的期には、3つの時期区分——1945年から 1950年代半ばの時期、1950年代半ばから 1980年代半ばの時期、1980年代半ば以降の時期——をもちながら、共時的には 5 つの《公共性》論を用いた。その5つの《公共性》論を示せば、①国家が直接に国民の紐帯をとり結ぶ《国家的公共性》、②労働者の団結や連帯を通じて諸個人間の共同性を回復する《労働者的公共性》、③諸個人の自由・権利に優位して追求された主権的・共同体的な「国民」としての観念を通じて共同性を構築する《国民的公共性》、④個人主義的で自律的な「市民」の自由と権利の延長線上で共同性を構築する《市民的公共性》、⑤市場の適正な配分作用を通じて人との関係を取り結ぶ《市場的公共性》である。

本論文は第1章から第3章までと、第4章から第6章までに分けられる。前者では親の

教育権に関わる全体的な状況を研究領域横断的また歴史的に明らかにした。後者では前者で導出された 親の教育権の内容・効力の分岐を説明する枠組み(親の教育権の構造)と 5つの《公共性》論を用いて、より具体的に、1950年代半ばから 1980年代半ばの時期と、1980年代半ば以降の時期に示された父母参加論について思想的・制度的に分析した。

すなわち、第 1 章では、公教育原理からすると公教育の正統性の淵源には親が位置づけられるべきところ、日本の教育法制では公教育における親の権利についての明示的・原理的・総論的規定を欠き、量的・質的にも不十分であること、また、教育行政学領域、教育経営学・学校経営学領域、教育運動研究など公教育を扱う諸領域の先行学説を全体として見れば、そこでは「親」は周縁化され偏在していることを指摘した。そのうえで、親の権利を発展させていく契機や内在的な手がかりをつかむべく、量的に少ないとはいえこれまでの先行学説の中に存在してきた公教育における親の権利論、そして親の権利に基づく学校運営への参加論がどういう形で存在したのかを、その背景やその対抗関係とともに見出し描くことが必要であることを指摘した。そこで、本研究の解明主題を、戦後直後から現在に至る学校運営への父母参加についての学説史を検討することで親の権利(親の教育権)の"型"(類型)をめぐる対抗を学説史的に明らかにして、親の教育権の通時的・共時的展開を構造化することに設定した。そして、こうした主題に取り組むにあたり学説史研究の方法を採ること、その際、学説を明らかにしていく研究枠組みとして5つの≪公共性≫論と3つの時期区分を用いるという視角を示した。

第2章では、「国家の教育権」論と「国民の教育権」論の対抗と描かれ、しばしば「親」 の教育権の不在が指摘される日本の「教育権」理解の発展について、その享有主体という軸 から3つの時期区分に即してその動的展開を明らかにした。そして、日本の「教育権」に関 わる学説展開が、第 1 の時期においては≪労働者的公共性≫に支えられていたものが「国 民教育論」を通じて≪国民的公共性≫となること、しかし「教育権」は主権的に理解されて いたこと、第2の時期には「教師の教育権」を通じて「教育権」が主権的理解から人権的理 解へと展開すること、第3期には「教育権」の享有主体が「国民」でも「教師」でもなく 「親」であると多くの学説に認識されていくことについて、共時的かつ通時的な展開過程を 多数の学説を構造化することによって明らかにした。そこでは、既に第2期において、堀尾 輝久や兼子仁を中心とする教育法学説において「親の教育権」が「教育権」理解の中核に位 置づけられていたことを明らかにした。また、この第3の時期の「親」の教育権を言う種々 の学説について、対内的関係である「親権」理解が対外的関係である「親の教育権」(狭義) 理解を規定するという視角から「拒否権」「参加権」「学校選択権」への分岐を理論的に説明 し、類型化した。こうした類型化による示唆として、「参加権」を言わず「拒否権」を言う 立場は公教育を公的意思が支配する領域だと捉える点で、親の権利を否定する立場と公教 育理解を共有していることを示した。

第3章では、そうした「参加権」を原理的に可能にする公教育理解——公共性理解——を探求し、親の教育権に基づく学校教育参加の社会科学的な原理的説明づけと、これがこれまで

なされてこなかった思想的・学術的背景を明らかにした。すなわち、親の教育権に基づく父母の学校教育参加を肯定するためには、理論的には、親の学校教育に対する関係・正統性(狭義の「親の教育権」)は、親の子どもに対する関係・正統性(「親権」)によってこそ基礎づけられるので、親の子どもに対する関係(「親権」、私法領域)と親の学校教育に対する関係(狭義の「親の教育権」、公法領域)とが前者を基礎として統一的に理解される必要がある。しかし、この2つの関係・2つの領域の統一的な理解がなされてこなかった。そこで、その理由を、憲法学説と戦前・戦後の民法学説の検討を通じて、また、近代の実現の追求に傾斜した戦後の社会科学の思想と関連づけて明らかにした。そして、憲法学(公法)と民法学(私法)との断絶から間隙となっていたこうした統一的な理解を、日本では教育法学が行ってきたことを明らかにした。さらに、こうした親と子どもとの対内的関係と親と第三者との対外的関係の理解如何、私人としての親と公教育との関係性理解、そこから敷衍して私法関係・私事性と公法関係・公共性との関係の理解如何の立場の違いから、5つに区別される《公共性》を導出し、この5つの《公共性》論を第4章以下での学説分析の際の視点とすることを示した。

第4章では、1950年代半ば以降から1980年代半ばまでの時期に焦点をあて、相互に競 合して≪国家的公共性≫に対抗する学説として、海老原治善、持田栄一、牧柾名、堀尾輝久、 伊藤和衛の学説を取り上げた。そして、この各学説が採る≪公共性≫論すなわち国家と市民 社会の理解に着目して、各論者の立場を≪労働者的公共性≫、≪市民的公共性≫、≪国民的 公共性≫に分類・分析し、そうした≪公共性≫論ゆえに、各立場からの「親」「教師」「国家 (教育行政)」の位置づけが把握され、また公教育への父母参加形態として労働者の自主管 理論、学校自治への父母の学校教育参加論、行政参加論への具体化が各論者に論じられたこ とを明らかにした。そして、≪市民的公共性≫から父母の学校教育参加を言う堀尾や兼子の 学説を「親の教育権」(狭義) についての (ß) 特殊説に位置づけ、≪国民的公共性≫から国 民の行政参加論を言う伊藤の学説を(ω)権利否定説からの統治への参加論だと分析した。 第5章では、1980年代半ば以降の時期に焦点をあて、日本において長い間不活発であっ た父母の権利論がなぜ 1980 年代に政策・学説として示されるようになるのかを、そこに至 る公共性の動態を探ることを通じて明らかにした。すなわち、1960年代以降の、≪国家的 公共性≫を採っていた体制による自由民主主義・立憲民主主義の受容と、他方での≪労働者 的公共性≫を採っていたマルクス主義の国家論と市民社会論の変容、そして、ほとんど初め ての≪市場的公共性≫の提示、こうした事情の総合としての 1980 年代半ば以降の≪市民的 公共性≫の模索を具体的に明らかにした。そして、そうした状況の反映・体現として教育行 政学周辺領域での議論を読み取り、≪国民的公共性≫の立場から永井憲一は「親の教育権」 (狭義) についての (ω) 権利否定説を採ること、それに対して、奥平は永井と同じく≪国 民的公共性≫に立ちつつ、(ω) 権利否定説ではなく (α) 同質説に立って「拒否権」を主張 すること、他方、黒崎は (a) 権利否定説から≪市場的公共性≫を背景にして「学校選択権」 を提出すると分析した。

第6章では、第5章で明らかにした思想状況の展開を背景にして1980年代半ば以降に研究者や教職員団体から提示される父母参加制度論の特徴を明らかにした。日本の父母参加制度論は学校自治論と結びついて生まれてくること、他方、1980年代半ば以降、父母参加制度については従来の慣習法的なPTA活用論に代わって具体的な制度論が提起されてくること、を学説に即して明らかにし、1980年代半ば以降に提示される父母参加制度論を、親の教育権に基づく参加を可能にするために不可欠である学校自治論・内外区分論を軸にして区分し分析した。すなわち、兼子仁の学校自治論・内外区分論という既に第2期に示されていた日本の学説の再浮上と位置づけられる今橋盛勝と佐貫浩の議論に対して、アメリカのガバナンス論をモデルにする坪井由実とドイツの学校教育参加をモデルにする結城忠の議論は内外区分論が据えられておらず統治への参加論であることを対照的に示した。また、学説以外に、同時期に日本教職員組合から提示される父母の学校参加制度論の特徴も明らかにした。さらに、2000年代に全国的に法制度化される学校運営協議会制度について、その背後にある思想・学説とともに統治への参加であると分析した。

本研究の新規性は、これまで学校運営への父母参加論についての学説史研究がなかった中で、教育法学を中心に、憲法学、民法学など法学分野を中心に研究領域横断的に探究することによって、親の教育権に基づく父母参加学説の歴史的また同時代的な展開の全体像を明らかにし、多様な学説を法的・社会科学的に構造化した点にある。すなわち、歴史的な意味において、いま親の権利についてどういった到達点にあるか、また同時代的に存在する多様な親の権利論の中であるべき「参加権」の位置を明らかにした。

また、本研究の意義は、これまで「親」が研究主題とされることは少ないところ、いま公教育における親の権利を位置づけを真剣に論じることの重要性と、こんご学校教育への父母参加を論じようとする論者のその論じ方の枠組み、研究枠組みを明らかにした点にある。